

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

イベント

お知らせ

募集

就職

相談

農業委員会総会

農業委員会は、毎月総会を開催し、農地の権利移動や転用等について審議しています。令和7年度の開催予定は表のとおりです。

農地の移動・転用を考えている方は、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

■日程

申請受付締切日	定例総会
4月10日(木)	4月25日(金)
5月9日(金)	5月26日(月)
6月10日(火)	6月25日(水)
7月10日(木)	7月25日(金)
8月8日(金)	8月26日(火)
9月10日(水)	9月25日(木)
10月10日(金)	10月27日(月)
11月10日(月)	11月26日(水)
12月10日(水)	12月24日(水)
令和8年1月9日(金)	令和8年1月26日(月)
令和8年2月10日(火)	令和8年2月25日(水)
令和8年3月10日(火)	令和8年3月25日(水)

※申請を予定している方は必ず事前に農業委員会にご相談ください。

経営移譲年金を受給している方へ

農地を動かすその前に

受給者は、後継者などに貸し付けしている農地に関して、農地転用や後継者以外への貸付・売買を行った場合、特定の条件を除き年金の一部が支給停止になります。

経営移譲年金を受給されている方で、農地の貸し借りや売買、農地転用などをご検討されている場合は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地転用には農地法の許可が必要です

農地を農地以外にする「農地転用」は、原則として農地法の転用許可が必要です。許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用をしなかった場合には、原状回復等の命令や、罰則が適用される可能性があります。

転用の許可申請受付は、市農業委員会で行っています。農地転用にはさまざまな基準・要件があり、その調査や照会にお時間をいただく場合がありますので、お早めにご相談ください。

農地賃借料情報

昨年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

■田(水稻)の部

(10アールあたり)

地域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数
基盤整備地域	11,279円	30,000円	5,000円	269筆
未整備地域	6,881円	18,000円	1,000円	115筆

■畑の部

地域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数
基盤整備地域				0筆
未整備地域	4,404円	12,000円	2,000円	94筆

この賃貸借料は、農地法第52条の規定に基づき賃貸借契約の参考として、昨年1年間に締結(公告)された賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、圃場の面積、形状、耕作・作業条件並びに地域の実情等を考慮し、「貸し手」と「借り手」の両者でよく協議したうえで締結してください。

物納(例: 60kg)、使用貸借(無償)の契約を設定したデータは含みません。

なお、畑の部(基盤整備地域)の令和6年中の賃貸借はありませんでした。